

委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

担当課	障害福祉課
委 託 業 務 名	大津市障害者移動支援事業業務
委 託 業 務 場 所	大津市内
概 要	屋外での移動に困難がある障害児及び障害者について、社会生活上不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出時の移動介護を行う。
契 約 期 間	令和 7 年 4 月 1 日から 令和 8 年 3 月 3 1 日まで
契 約 年 月 日	令和 7 年 4 月 1 日
契 約 金 額	別紙のとおり
契 約 の 相 手 方	〔所在地〕大津市浜大津四丁目 1 番 1 号 〔名 称〕社会福祉法人大津市社会福祉事業団 他 8 1 法人
契 約 相 手 方 の 選 定 理 由	当該事業者は、指定障害福祉サービス事業者（居宅介護）の指定を受けている者（配偶者等申請者と密接な関係を有する者が、指定を取り消され、その取消しの日から起算して 5 年を経過していない事業者を除く）であり、「大津市障害者移動支援事業実施要領」に定める事業者要件を満たしているため。
根 拠 規 程	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項 (2) 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。 (5) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。 (6) 競争入札に付することが不利と認められるとき。 (7) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。

- (注意) 1 契約金額のうち、消費税及び地方消費税は非課税です。
2 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号及び第 4 号を根拠とする政策
随意契約については、別途公表をしています。

別紙

大津市障害者移動支援事業業務委託に係る契約金額

次の支援の種類に応じて定めた額に当該月の支援実施単位又は支援実施回数を乗じて得た額とする。

①個別支援

支援時間	単価
0.5時間以内	2,600円
0.5時間を超えて1時間以内	4,100円
1時間を超えて1.5時間以内	6,000円
以後0.5時間ごとに加算	800円

②グループ支援

支援時間	単価（利用者1人につき）
0.5時間以内	1,200円
0.5時間を超えて1時間以内	1,500円
1時間を超えて1.5時間以内	1,800円
以後0.5時間ごとに加算	300円
（視覚障害者のみを対象とした場合）1時間	1,500円

③車両移送型支援

支援時間	単価（車両1台につき）	
	併用型	単独型
10分以内	400円	700円
10分を超えて20分以内	700円	1,200円
20分を超えて30分以内	1,000円	1,700円
以後10分ごとに加算	300円	

④視覚障害者グループ支援

支援時間	単価（利用者1人につき）
1時間当たり	1,500円